

## (仮称) 第三次滋賀県立病院中期計画と現計画との比較

## 第二次滋賀県立病院中期計画

## (仮称) 第三次滋賀県立病院中期計画(案)

## 【計画の特長】

- 第二次中期計画の実施結果を踏まえた見直しを実施、計画に反映
- 現状分析から戦略、目標値、アクションプランまで計画の詳細について各病院ごとに P.T. を組織し、議論、立案
- 民間的経営マネジメント手法である B.S.C. を活用。アクションプランごとに主担当を明記し、責任ある実施体制を位置づけ
- 計画期間中に重点的に取り組むプロジェクトを明記

## 【計画期間】平成 21 年度～平成 23 年度

## 【位置づけ】

- 県立病院経営の基本計画、中期的な視野に立った経営改革の目標およびそれを集中的に実現するための方策
- 職員自らが業務を遂行する上での目標、指針
- 公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プランを兼ねる

## 【基本方針】

- 【患者よし】【病院スタッフよし】【病院経営よし】の【県立病院三方よし】を基本方針に県民から信頼される病院づくりを進め、そして、この【県立病院三方よし】を通じて、県民がいきいきと暮らせる地域社会づくり【県民・地域社会よし】に貢献

## 【県立病院の役割】

- 滋賀県保健医療計画に基づき政策医療、不採算医療を実施。三次保健医療圏を対象とした拠点病院としての役割

- 集中的な改革
- 職員自らの指針

## 【計画期間】平成 24 年度～平成 28 年度

## 【位置づけ】

- 県立病院経営の基本計画、10 年から 20 年先の医療の展開を見据えた県民・患者さんの視点に立った医療サービスの提供、中期的な視野に立った県立病院経営基盤確立のための改革の目標およびそれを集中的に実施するための方策
- 職員自らが業務を遂行する上での目標、指針

- 引き続き三次保健医療圏を対象

## 【県立病院の役割】

- 滋賀県保健医療計画に加え、「滋賀県がん対策推進計画」「滋賀県地域医療再生計画」「滋賀県地域防災計画」に基づく役割を明記

## 【重点課題】

- 【医師・看護師の確保】【経常収支の単年度黒字化】【医療の質の充実】【職員の意識改革（患者目線と経営意識）】

## 【一般会計負担の考え方】

- 地方公営企業法や総務省から通知される地方公営企業繰出金の基本的な考え方のもと、保健衛生行政の実施に係る経費や各病院の役割を果たす上で必要となる経費について、基準に基づき一般会計において負担

- 平成 28 年度のあるべき姿

## 【ビジョン】

- 県民・患者さんの視点に立った医療福祉サービスを提供し、県民から最も信頼される病院を目指す
- 将来の医療福祉を見据えた病院機能を構築
- これら 2 点をえる安定的な経営基盤を確立

## 【重点取組項目】

- 職員一人ひとりが患者さんの目線で良質な医療サービスを提供
- 医療の質の向上と業務改善の実施
- 安定的な経営基盤の構築に向け、経常収支を改善
- 意識改革と人材育成の推進

## 【政策課題に対する県立病院の取り組み】

- がん医療の充実
- 生活習慣病医療の充実
- 子どもの心の診療への取り組み
- 精神科救急医療等の充実
- 地域医療支援体制の充実

- 扩大・充実

## 【政策的な医療課題に対する県立病院の取り組み】

- がん医療の充実
  - 血管病・生活習慣病医療の充実
  - 子どもの心の診療への取り組み
  - 医療環境の変化等に的確に対応するため、医療提供体制の見直し
  - 精神科救急医療等の充実
  - 医療報酬制度に基づく入院医療の提供
  - 地域医療支援体制の充実
  - 全県型医療の展開
- 病病診在宅連携の推進、限りある医療資源の有効活用と逼迫する医療経済への対応、災害発生時の体制強化の検討

- 病院ごとに詳細なプランを策定

## 【各病院の中期計画】

- ★ 病院ごとに中期計画を策定 (病院の B.S.C.) : ビジョン、シナリオ、数値目標、アクションプラン

## 【県立病院全体の取り組み】1 病院事業経営改善 2 人材確保 3 病院マネジメント向上 4 職員意識改革 5 人材育成充実

新たに計画に

位置づけ

## 【病院事業庁重点プロジェクト】

計画期間中に重点的に取り組むプロジェクトを明記

公立病院  
改革プラン  
への対応等

➡ 【再編・ネットワーク化】【経営形態】【進行管理・評価】